

令和5年12月会議

一般質問 參考資料

大山 希世 議員

病児保育に関するアンケート (一部抜粋)

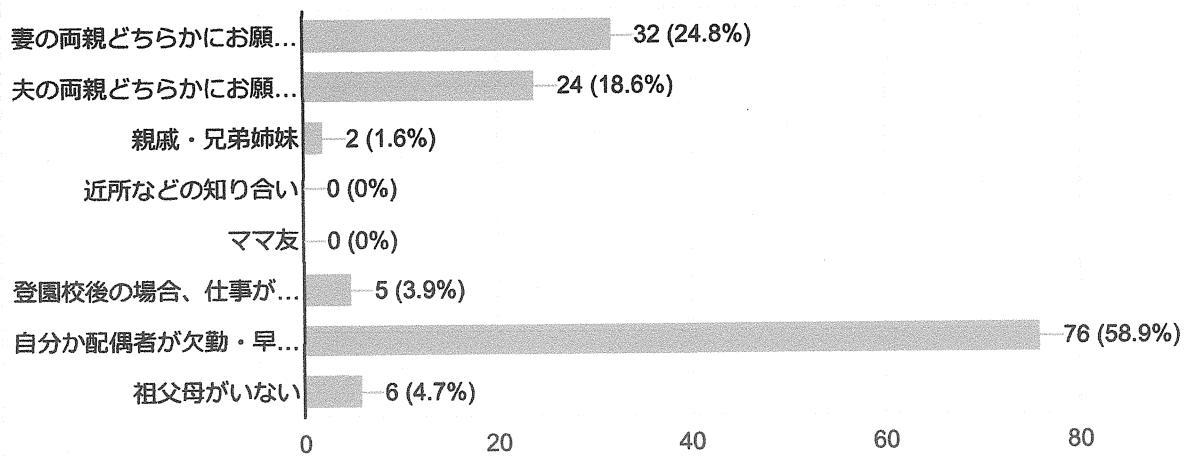
実施期間 R5.10.21～R5.11.30

問⑪

皆さんにお尋ねします

現在子どもさんが急病になった時、子ども園や学校に迎えを頼める、あるいは受診の付き添いや看病してくれる方はいますか？
最も多くお願い頻度の高い人を1つ選択してください。

129件の回答

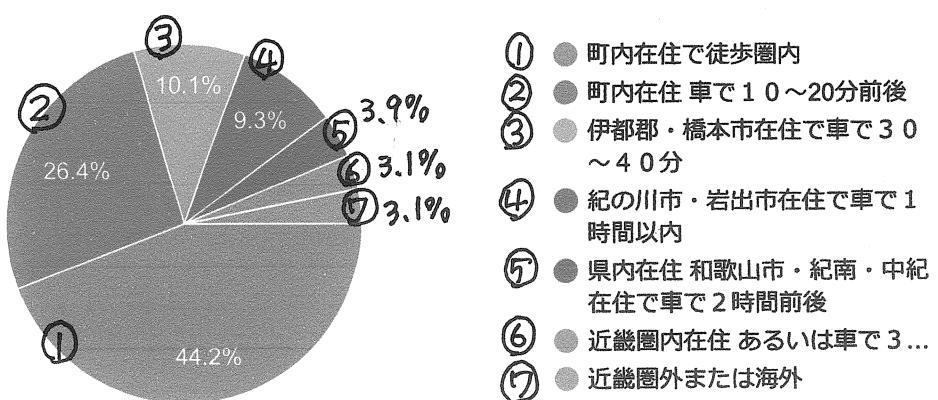


問⑫

祖父母がいるかたにお尋ねします

祖父母のお住まいはどちらですか

129件の回答



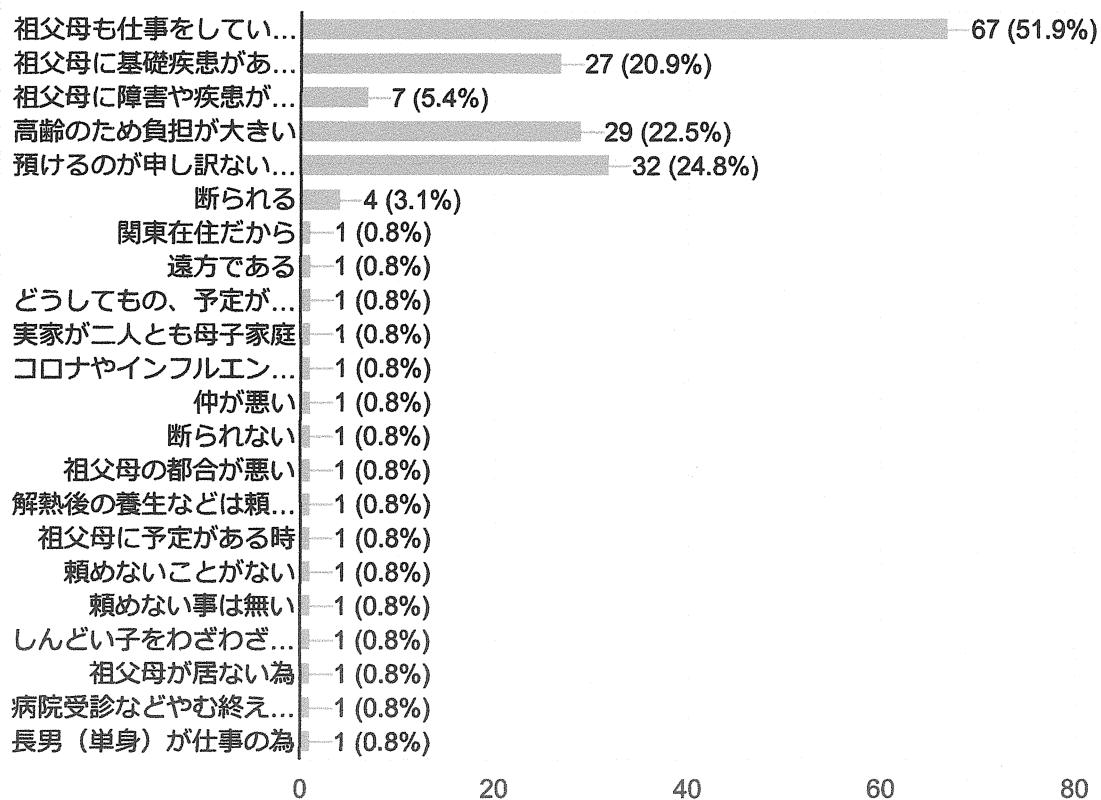
問⑭

祖父母がいるかたにお尋ねします

子どもの急病で祖父母に看病を頼めない時の理由で当てはまるものを選んでください

※複数回答可

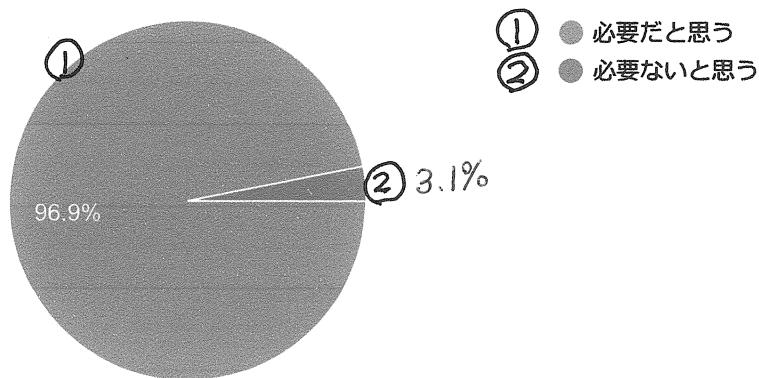
129 件の回答



問⑮

この地域に病児保育は必要とされていると思いますか

129 件の回答



《就業継続支援》

(6) 保育人材等就職・交流支援事業（保育対策総合支援事業費補助金）

- ① 就職相談会の開催等による潜在保育士の再就職支援や保育所見学等による新卒保育士の確保、新規採用された保育士への研修による就業継続支援など、市区町村が行う保育人材確保に要した費用の一部を補助する。
- ② 保育所等の施設間における人材交流や保育所等への養成校の保育実習の受入れ支援を行うことにより、技能の向上によるキャリアアップ及び保育所等への就職者の増加を図る。

【実施主体】	市区町村
【補助基準額】	① 1市區町村当たり 11,717千円 ※ 待機児童対策協議会参加自治体の場合、コーディネーターの追加配置を支援 4,000千円（加算額）
② 保育士の実地派遣・人材交流	1人1日当たり 7,690円（代替保育士等雇上費）
実習受入費	1人当たり 10,000円
調整費	1人当たり 4,000円
【補助割合】	①国：1／2、市区町村：1／2 ②国：3／4、市区町村：1／4

《離職者の再就職支援》

(1) 保育士・保育所支援センター設置運営事業【拡充】（保育対策総合支援事業費補助金）

- ① 潜在保育士等への就職支援、保育所等に勤務する保育士等への相談支援、保育所等の潜在保育士活用支援等を実施する保育士・保育所支援センターの設置・運営に要する費用の一部を補助する。
令和6年度概算要求においては、保育所等で働くことを希望している潜在保育士への情報提供や見学同行等、復職に向けた伴走支援を行うために「保育士キャリアアドバイザー」を配置する。

【実施主体】	都道府県、指定都市、中核市
【補助基準額】	保育士・保育所支援センター運営費 7,500千円 保育士再就職支援コーディネーター雇上費 4,000千円 ※マッチングの実績が年50件以上ある場合、4,000千円（1名分）を加算
士・保育所支援センターの設置・運営に要する費用の一部を補助する。	※待機児童対策協議会参加自治体の場合、コーディネーターの更なる追加配置を支援
② 復職前研修実施経費	477千円
離職した保育士等に対する再就職支援	6,372千円
保育士登録簿を活用した就職促進	3,588千円
マッチングシステム導入費	7,000千円
保育士キャリアアドバイザー雇上費	200千円（月額）【拡充】
【補助割合】	国：1／2、都道府県・指定都市・中核市：1／2

子どもも家庭庁ホームページより抜粋

《保育士の質の向上と保育人材確保のための研修》

(こども政策推進事業費補助金 38億円(37億円)の内数)

(1) 保育士等キャリアアップ研修事業

保育所等におけるリーダー的職員の職務内容に応じた専門性の向上を図るために、国で示した保育士等キャリアアップ研修について、都道府県が行う研修又は都道府県が指定した研修を実施するために必要な費用の一部を補助する。

【実施主体】	都道府県
【補助基準額】	研修の実施に必要な費用
【補助割合】	国：1／2、都道府県：1／2

(2) 保育の質の向上のための研修事業

保育所の職員等を対象に、質の高い保育を安定的に提供するべく、保育の専門性向上を図るための研修の実施に要する費用の一部を補助する。

【実施主体】	都道府県、市区町村
【補助基準額】	研修の実施に必要な費用
【補助割合】	国：1／2、都道府県、市区町村：1／2

(3) 新規卒業者の確保、就業継続支援事業

保育士の専門性向上と質の高い人材を安定的に確保する観点から、「新規卒業者の確保」及び「就業継続支援」に要する研修の実施に要する費用の一部を補助する。

【実施主体】	都道府県、市区町村
【補助基準額】	研修の実施に必要な費用
【補助割合】	国：1／2、都道府県、市区町村：1／2

(4) 多様な保育研修事業

家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、延長保育事業、延長保育事業（訪問型）又は病児保育事業に從事する者に必要な知識の修得、資質を確保するための研修の実施に要する費用の一部を補助する。

【実施主体】	都道府県、市区町村
【補助基準額】	研修の実施に必要な費用
【補助割合】	国：1／2、都道府県、市区町村：1／2

子ども家庭庁ホームページより抜粋